

図表 2-(4)-① 「海拔表示の提供について」(平成 24 年 5 月 28 日付け国道企第 27 号道路局長通達)

	国道企 第27号 平成24年 5月28日
北海道開発局長 各地方整備局長 沖縄総合事務局長 殿	道路局長
海拔情報の提供について	
東日本大震災で甚大な被害をもたらした津波被害を踏まえ、津波被害を軽減するための対策の一つとして、道路施設等に海拔情報を表示することによる道路利用者への海拔情報の提供を推進されたい。	

図表 2-(4)-② 海拔表示シート設置方針(案)(平成 24 年 5 月 28 日制定 平成 26 年 2 月 20 日一部改訂) <抜粋>

1. 目的
東日本大震災で甚大な被害をもたらした津波被害を踏まえ、津波被害を軽減するための対策の一つとして、道路施設等に海拔情報を表示することにより、道路利用者に海拔情報を提供する。
2. 仕様等
<u>仕様等については、道路標識適正化委員会(注)において調整の上、決定するものとする。調整に際しては、各地方公共団体の防災部局とも連携するものとする。</u>
注) 各都道府県に設置され、関係する道路管理者が参画し、標識等の表示内容等を検討する委員会
(1) <u>表示対象区間・間隔</u>
<u>過去の被害実績や、想定される浸水区域等を参考に、海拔を表示する対象区間・表示間隔を設定する。</u>
(2) <u>設置対象物</u>
<u>標識柱、門型柱、歩道橋柱等の構造強度が高い道路施設等で、人目につきやすい場所に整備されたものに海拔を表示する。</u>
(3) <u>海拔表示シート</u>
(形状)
・ <u>海拔を表示する帯状のシートとする。</u>
・ <u>寸法は、縦を30cm とする。</u>
(色)
・ <u>青とする。</u>

(材料)

- ・耐久性及び経済性を念頭に汎用材を選択する。

(設置位置)

- ・歩行者及びドライバーの目線高さにあわせて、地盤から1.5m程度の高さに、設置するものとする。
- ・道路利用者にとって視認しやすい位置に海拔を表示するものとする。

(その他)

- ・表示する海拔（東京湾平均海面(T.P.)を基準）は整数（小数点以下は四捨五入）とする。  
※表示する海拔は、既存の測量成果や国土地理院の基盤地図情報等を有効に活用する。
- ・小学校周辺等に設置する場合は、「<sup>かいばつ</sup>海拔」とふりがなを振る等の配慮をすること。
- ・既に海拔表示を行っている地域においては、現在表示しているものでの対応を妨げるものではない。

(後略)

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 2-(4)-③ 海拔表示等の例

海拔知～る



海拔表示シート



その他の海拔表示



図表 2-(4)-④ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）〈抜粋〉

第 4 章 災害予防

第 2 節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

(居住者等に対する周知のための措置)

第 49 条の 9 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

図表 2-(4)-⑤ 四国 4 県における海拔表示の設置数の推移

区 分		平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	計
徳島県	海拔知～る	0	150	44	0	194
	海拔表示シート	0	0	0	0	0
香川県	海拔知～る	0	86	167	0	253
	海拔表示シート	0	0	0	126	126
愛媛県	海拔知～る	0	500	0	0	500
	海拔表示シート	0	0	0	45	45
高知県	海拔知～る	60	0	0	0	60
	海拔表示シート	0	0	0	270	270
計	海拔知～る	60	736	211	0	1,007
	海拔表示シート	0	0	0	441	441

(注) 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 2-(4)-⑥ 調査対象 20 市町における海拔表示の設置数の推移

区 分		平成 24 年度	25 年度	26 年度	計	
徳島県	徳島市	海拔表示シート	0	0	0	0
		その他の海拔表示	185	17	346	548
	鳴門市	海拔表示シート	0	0	0	0
		その他の海拔表示	41	26	0	67
	阿南市	海拔表示シート	0	0	0	0
		その他の海拔表示	265	106	0	371
	美波町	海拔表示シート	0	0	0	0
		その他の海拔表示	—	—	—	—
牟岐町	海拔表示シート	0	0	0	0	
	その他の海拔表示	—	—	—	—	
香川県	高松市	海拔表示シート	0	0	0	0
		その他の海拔表示	0	0	0	0
	丸亀市	海拔表示シート	0	7	25	32
		その他の海拔表示	0	0	0	0
	坂出市	海拔表示シート	0	0	0	0
		その他の海拔表示	0	0	0	0
	さぬき市	海拔表示シート	0	61	43	104
		その他の海拔表示	0	0	0	0
東かがわ市	海拔表示シート	0	0	0	0	
	その他の海拔表示	110	12	0	122	
愛媛県	宇和島市	海拔表示シート	0	0	0	0
		その他の海拔表示	0	0	0	0
	八幡浜市	海拔表示シート	0	0	0	0
		その他の海拔表示	26	14	0	40
	西予市	海拔表示シート	0	0	0	0
		その他の海拔表示	215	32	0	247
	伊方町	海拔表示シート	0	0	0	0
		その他の海拔表示	0	0	0	0
愛南町	海拔表示シート	0	0	0	0	
	その他の海拔表示	0	0	0	0	
高知県	高知市	海拔表示シート	0	0	0	0
		その他の海拔表示	100	1,064	317	1,481
	香南市	海拔表示シート	0	0	0	0
		その他の海拔表示	400	0	101	501
	須崎市	海拔表示シート	0	0	0	0
		その他の海拔表示	45	24	16	85
	室戸市	海拔表示シート	0	0	0	0
		その他の海拔表示	115	80	106	301
黒潮町	海拔表示シート	0	0	0	0	
	その他の海拔表示	0	0	50	50	
合計	海拔表示シート	0	68	68	136	
	その他の海拔表示	1,502	1,375	936	3,813	

(注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

- 2 徳島県のその他の海拔表示の一部は、四国電力株式会社等から寄贈を受けたものである。
- 3 その他の海拔表示について、美波町では、同町が作成した海拔表示の設置を自主防災会に委託していること、また、牟岐町では、設置数の統計データがないため、当該表示の設置数を把握していないとしている。なお、「その他海拔表示」の「合計」欄には、美波町及び牟岐町の海拔表示設置数は含まれていない。
- 4 愛媛県の「その他の海拔表示」欄について、①宇和島市が平成 22 年度に 160 基、②八幡浜市が 21 年度に 40 基、23 年度に 179 基、③西予市が 23 年度に 84 基、④伊方町が 22 年度に 200 基、⑤愛南町が 18 及び 19 年度に 204 基を設置している。また、西予市のその他の海拔表示の一部（平成 24 年度の 215 基のうち 39 基）は、四国電力株式会社から寄贈を受けたものである。

図表 2-(4)-⑦ 調査対象 20 市町におけるその他の海拔表示の設置状況

区分		その他の海拔表示の設置状況	
徳島県	徳島市	表示内容	<p>① 津波注意の図記号、「津波に注意！」の文字及び地盤の海拔</p> <p>② 津波注意の図記号、「津波に注意！」の文字、地盤の海拔、指定緊急避難場所の名称、方向及び距離</p>
		設置場所	市内の津波浸水想定区域内の電柱
			<p>① </p> <p>② </p>
	鳴門市	表示内容	<p>① 津波注意の図記号、「津波に注意！」の文字及び地盤の海拔</p> <p>② 地盤の海拔</p>
		設置場所	<p>① 市内の津波浸水想定区域内で自主防災会から要望のあった場所</p> <p>② 市立中学校、公民館、指定緊急避難場所、自主防災組織から設置要望のあった場所等</p>
			<p>① </p> <p>② </p>
	阿南市	表示内容	<p>①津波注意の図記号、「津波注意」の文字、海岸からの距離及び地盤の海拔</p> <p>②津波注意の図記号、「津波注意」の文字及び地盤の海拔</p>
		設置場所	<p>①自主防災会から要望のあった場所、公共施設等</p> <p>②市内の津波浸水想定区域内の電柱及び施設入口付近</p>
			<p>① </p> <p>② </p>

区分		その他の海拔表示の設置状況		
美波町	表示内容	標高、「津波注意」の文字		
	設置場所	自主防災会が決定した場所であることから、町では、設置場所を把握していない。		
牟岐町	表示内容	①津波注意の図記号、「津波に注意！」の文字及び地盤の海拔 ②地盤の海拔	 	
	設置場所	①町内の津波浸水区域内の電柱等 ②指定緊急避難場所の敷地内等		
香川 県	丸亀市	表示内容	津波注意の図記号、「津波警報すぐ避難！」の文字及び地盤の海拔	
	東かがわ市	表示内容	表示に記載された青線の海拔	
		設置場所	市の所有する施設前及び自治会が決定した場所	
愛媛 県	宇和島市	表示内容	津波注意の図記号、表示に記載された青線の海拔及び「津波避難の目安です」の文字	
		設置場所	電柱、避難路の一部	
	八幡浜市	表示内容	津波注意の図記号、地盤の海拔及び「津波避難はより早くより高台へ」の文字	
		設置場所	電柱、市内教育施設	

区分		その他の海拔表示の設置状況		
高知県	西予市	表示内容	津波注意の図記号、地盤の海拔及び「津波に注意！」の文字	
		設置場所	市の所有する施設、電柱	
	伊方町	表示内容	津波注意の図記号、地盤の海拔及び「津波避難は海拔 10mが目安です」の文字	
		設置場所	電力柱、NTT 柱	
	愛南町	表示内容	津波注意の図記号及び地盤の海拔	
		設置場所	①海拔 10m の国道・県道・町道・里道等 ②地元住民からの要望に基づき、海拔 10m 未満の市街地の国道・県道・町道等	
	高知市	表示内容	津波注意の図記号、「津波注意」の文字及び地盤の海拔	
		設置場所	市内の津波浸水想定区域内の市道	
	香南市	表示内容	平成 24 年度設置分：津波注意の図記号及び地盤の海拔 平成 26 年度設置分：津波注意の図記号、「津波注意」の文字、最大浸水深及び 30 c m津波到達予測時間	
		設置場所	市内の津波浸水想定区域内の市道	
	須崎市	表示内容	津波注意の図記号、「津波に注意」の文字、地盤の海拔、避難場所、色による浸水深（オレンジ：10m未満、ブルー：10m以上 20m未満、グリーン：20m以上）の表示	
		設置場所	市内の津波浸水想定区域内の市道	

区分		その他の海拔表示の設置状況	
室戸市	表示内容	津波注意の図記号、「津波注意」の文字及び地盤の海拔	
	設置場所	津波浸水想定区域内の県道及び市道 (ただし、一部に同区域外に海拔のみを表示したものあり)	
黒潮町	表示内容	津波注意の図記号、「津波に注意」の文字及び地盤の海拔	
	設置場所	町内の町道及び県立公園内の施設の外壁等	

- (注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。  
2 その他の海拔表示の「表示内容」及び「設置場所」には、平成23年度以前に設置された表示に関するものも含まれている。

図表 2-(4)-⑧ 調査対象 20 市に設置されている海拔知～るの不適切な表示の例

区分	設置者	路線名	設置場所	海拔表示の不適切な内容
香川県	香川県	県道 203 号線	丸亀市西平山町 (マルナカ丸亀平山店付近)	<p>街路樹により、海拔表示が見えない。</p> 
			愛媛県	大洲河川国道事務所
愛南町内の国道 56 号・県道 293 号線交差点	<p>海拔表示の前にトライアスロン大会の看板が設置されており、海拔表示が見えない。</p> <p>なお、当該看板は、道路の一時使用許可を受けた場所とは異なる場所に設置されていたものである。</p>			

区分	設置者	路線名	設置場所	海拔表示の不適切な内容	
	愛媛県	県道 27 号線	八幡浜市内の安全自動車有限会社前	海拔表示を道路と並行に設置しているため、見づらい。	
		県道 37 号線	宇和島市津島勤労者体育センター前	海拔表示が、繁茂した街路樹に隠れ、見えない。	
		県道 293 号線	愛南町内のヘアサロン一寛前交差点	同一交差点に既に愛南町が設置していたその他の海拔表示（「ここは海拔 1.8 m」）と異なる海拔知～るの海拔表示（「↑海拔 5 m」）を近接して設置しており、混乱を招くおそれがある。	
		県道 297 号線	愛南町内の南宇和高校体育館前	同一体育館前に既に愛南町が設置していたその他の海拔表示（「ここは海拔 7.9 m」）と異なる海拔知～るの海拔表示（「↑海拔 10m」）を近接して設置しており、混乱を招くおそれがある。	

区分	設置者	路線名	設置場所	海拔表示の不適切な内容	
高知県	中村河川国道事務所	国道 56 号	黒潮町白浜地区の休憩所付近	街路樹及び街路灯に隠れて海拔表示が見づらい。	
	土佐国道事務所	国道 32 号	高知市北本町（JR 高知駅南側）	側道の街路灯に海拔表示が設置されており、本線から見づらい。	
	高知県	県道 34 号線	高知市梅の辻（高知信用金庫潮江支店西側）	街路樹及び電柱に隠れて海拔表示が見えない。	
		県道 284 号線	須崎市桐間南地区（国道 56 号交差点南側）	看板に隠れて海拔表示が見えない。	

区分	設置者	路線名	設置場所	海拔表示の不適切な内容
		県道 310 号線	須崎市須崎地区 (高知県須崎総 合庁舎北側)	街路灯及び街路樹に 隠れて海拔表示が見 えない。 

(注) 四国行政評価支局、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 2-(4)-⑨ 調査対象 20 市に設置されている海拔表示シートの不適切な表示の例

区分	設置者	路線名	設置場所	海拔表示の不適切な内容	
愛媛県	大洲河川国道事務所	国道 56 号	宇和島市内の天赦園・明倫小学校前交差点（明倫小学校側）	同一交差点（天赦園側）に既に大洲河川国道事務所が設置していた海拔知～の海拔表示（「↑海拔 5 m」）と異なる海拔表示（「この地盤は海拔 2 m」）を近接して設置しており、混乱を招くおそれがある。	
高知県	土佐国道事務所	国道 55 号	香南市野市地区（東野馬袋南公民館付近）	信号柱に隠れて海拔表示が見づらい。	 
	高知県	県道 14 号線	香南市赤岡地区（横町交差点）	電柱に隠れて海拔表示が見づらい。	
		県道 34 号線	高知市梅の辻（寺尾石材ビル西側）	街路灯及び電柱に隠れて海拔表示が見づらい。	

区分	設置者	路線名	設置場所	海拔表示の不適切な内容
			高知市棧橋通り(高知市潮江ポンプ場西側)	電柱に隠れて海拔表示が見づらい。 
		県道 44 号線	高知市高須(高知東消防署南側)	街路樹に隠れて海拔表示が見づらい。 

(注) 愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

<関係機関の意見>

○ 中村河川国道事務所（道路管理課）

指摘のあった海拔知～るについては、樹木の枝葉により見づらくなるおそれがあることから、当面は、枝葉の伐採により視認性を確保することとしたい。

なお、今後、海拔知～るから海拔表示シートに更新する際には、設置位置を検討したい。

○ 土佐国道事務所（管理第一課）

海拔表示シートは、標識柱、門型柱、歩道橋柱等の構造強度が高い道路施設等で、人目につきやすい場所に整備されたものに海拔を表示することとしているため、高知行政評価事務所から指摘を受けたような箇所もある。ただし、指摘のあった箇所についても、海拔が表示されていることは認識できると考えており、必要な時に確認することが可能である。

○ 高知県（道路課）

海拔知～る及び海拔シートについて、手前に障害物があり、見づらいと指摘されている箇所については、通常は正面からではなく、歩道及び車道から少し斜め方向に見る機会が多いと考えられ、斜め方向からは十分に視認できると考える。

図表 2-(4)-⑩ 調査対象 20 市に設置されているその他の海拔表示の不適切な表示の例

区分	設置者	路線名	設置場所	海拔表示の不適切な内容	
愛媛県	八幡浜市	市道	八幡浜市内の大神宮裏（神宮前）	海拔表示が、繁茂した民家の草木に隠れ、見えない。	
	西予市	市道	西予市内の伊予銀行三瓶支店前	海拔表示にロープが巻かれ、見づらい。	

(注) 愛媛行政評価事務所の調査結果による。

図表 2-(4)-⑪ 浸水想定区域を表示している例

高知県香南市の国道（夜須地区・手結山トンネル北側）



図表 2-(4)-⑫ 「30cm 津波到達時間」及び「最大浸水深」を表示している例

高知県香南市の市道



図表 2-(4)-⑬ 浸水深 30cm 到達時間予測図 (最大クラス) <高松市木太町周辺>

浸水深30cm到達時間予測図 (最大クラス) <高松市②>

図面番号 13/40



**避難できなくなる恐れのある浸水の深さ (30cm) の到達時間を示しています**

- この予測図は地震動により、全ての堤防や防波堤が壊れるという前提条件のもとに推計したものです。
- 実際は、この時間とおりに浸水するとは限りません。
- 地震に伴う地盤沈降や液状化の影響により、地盤高が低下し、津波がくる前に浸水が生じる地域もあります。
- 揺れがおさまったら、すぐに避難を開始しましょう。

■ 地震発生時の海面より低い区域では津波が襲来する前に浸水が発生することがあります。

地震発生

↓

堤防崩壊、地盤沈降

↓

海面より地盤高の低い区域で浸水発生

↓

津波襲来

↓

津波高が地盤高、堤防より高い区域では津波が乗り越え浸水が発生

1:25,000 「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平成24情複、第930号)」

図表 2-(4)-⑭ 香川県内の調査対象 5 市における浸水深 30 c m 到達時間及びその浸水区域の周知状況

区分	津波ハザードマップ等による住民への周知状況	津波ハザードマップ等により住民への周知を行っていない場合、その理由
高松市	×	当市内には、津波到達時間より浸水深 30 c m 到達時間が長い地域もあり、仮に、市が当該地域の住民に対し浸水深 30 c m 到達時間を記載した津波ハザードマップ等を配布するなどの方法により情報提供を行った場合、その記載内容に十分目を通さず、浸水深 30 c m 到達時間を津波到達時間と誤解し、避難が遅れる可能性がある。
丸亀市	×	当市は、平成 16 年 3 月に内閣府が作成した「津波・高潮ハザードマップマニュアル」に基づき、津波ハザードマップを作成しているところ、同マニュアルには浸水深 30 c m 到達時間及びその浸水区域を記載することとされていない。
坂出市	×	浸水深 30 c m 到達時間が 30 分以内の短い区域については、海岸に地震により倒壊することのない頑丈な堤防が整備されているか、又は農地である。
さぬき市	×	津波ハザードマップに記載されている津波浸水想定区域の表示の上に斜線等で浸水深 30 c m の浸水区域を表示すると見づらくなる。 また、津波ハザードマップとは、別途に浸水深 30 c m の浸水区域を表示すると津波浸水想定区域と混同するなどして分かりづらくなる。
東かがわ市	×	当市の津波ハザードマップには、津波浸水想定区域及び浸水深を記載しているところ、浸水深 30 c m 到達時間及びその浸水区域を併せて記載すると煩雑になり、分かりづらくなる。

(注) 四国行政評価支局の調査結果による。

図表 2-(4)-⑮ 浸水深 30cm 到達時間 10 分未満の市町村

市町名	到達時間10分未満の箇所数
観音寺市	4
三豊市	5
多度津町	3
丸亀市	6
宇多津町	1
坂出市	6
高松市	9
さぬき市	2
東かがわ市	1
計	37

(注) 四国行政評価支局の調査結果による。

図表 2-(5)-① 防災基本計画（平成 26 年 11 月 28 日中央防災会議）〈抜粋〉

第 4 編 津波災害対策編

第 1 章 災害予防

第 3 節 国民の防災活動の促進

2 防災知識の普及、訓練

(2) 防災訓練の実施、指導

国及び地方公共団体は、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

図表 2-(5)-② 防災基本計画（平成 27 年 7 月中央防災会議）〈抜粋〉

第 2 編 各災害に共通する対策編

第 1 章 災害予防

第 3 節 国民の防災活動の促進

2 防災知識の普及、訓練

(2) 防災訓練の実施、指導

地方公共団体は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

図表 2-(5)-③ 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（平成 25 年 3 月。消防庁国民保護・防災部防災課）〈抜粋〉

第 2 章 市町村における津波避難計画策定指針

2. 9 避難訓練

(2) 訓練の内容等

実施時期についても、夜間、異なる季節等を設定し、各々の状況に応じて円滑な避難が可能となるように避難体制等を確立する必要がある。

・ 津波避難訓練

避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性、避難に要する時間、避難誘導方法等を把握しておく。歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限らない。場合によっては民有地等に避難する必要があり、地域社会の中で理解を得ておく必要がある。また、夜間訓練の実施により街灯等の確認も必要である。なお、実際の緊急避難場所への訓練が望ましいが、事情により実際とは異なる場所への避難訓練を行う場合には、本来の緊急避難場所の周知を十分に行う必要がある。また、（津波以外の災害を想定した）海岸の近くにある避難所が津波災害の場合には、被災することが考えられるため、より安全な緊急避難場所を目指す必要があることについて周知を図る必要がある。

(注) 下線は四国行政評価支局で付した。

図表 2-(5)-④ 四国地震防災基本戦略（平成 26 年 3 月 28 日改定。四国南海トラフ地震対策戦略会議）

<抜粋>

項目	達成時期	実施すべき個別項目	リーダー
3.6 巨大災害を想定した訓練の実施	早期に達成すべきもの【緊急・短期（2～3年程度まで）】	広域的かつ、より実践的な防災訓練の充実	四国地方整備局
		大規模災害を踏まえた防災訓練の実施（繰り返し）	
		広域的な情報伝達訓練の実施	
		緊急地震速報対応訓練の実施の促進	

図表 2-(5)-⑤ 国の行政機関における住民参加による津波避難訓練の実施状況

県名	機関名	管理する施設数				住民参加による津波避難訓練実施の有無	左記の訓練を実施している場合、その経緯。実施していない場合、その理由。
		津波避難ビル		津波避難施設	避難路・避難階段		
		庁舎	宿舍				
徳島県	徳島河川国道事務所	0	2	0	6	無	地元市町村や住民から避難訓練実施の要望がないため。
	徳島海上保安部	1 (1)	0	0	0	有 (全施設)	庁舎が津波避難ビルに指定されたことから、地域住民に対して屋外非常階段を使用した避難経路を確認してもらうため、住民に訓練実施を働きかけた。
香川県	NEXCO西日本四国支社	0	0	12 (11)	0	有 (一部施設)	訓練を主催する地元市町の参加要請を受けて実施した。 訓練を実施していない1か所は、平成27年3月に完成したものである。
	四国財務局	0	2 (2)	0	0	有 (全施設)	訓練を実施している2施設は、津波避難ビルに指定されている合同宿舍の避難スペース等を地域住民に確認してもらうため、地元自治会に訓練実施を働きかけた。
	香川河川国道事務所	1 (1)	0	0	0	有 (全施設)	津波避難ビルに指定されており、地元市主催の避難訓練で周辺自治会の要請を受けて実施した。
愛媛県	大洲河川国道事務所	0	0	0	5 (3)	有 (一部施設)	訓練を実施している3施設は、愛媛県主催の訓練と宇和島市主催の訓練に、同県及び同市の要望を受け参加し、地元住民等に避難階段の利用方法を周知した。 訓練を実施していない2か所は、整備時期が平成27年3月であるため、宇和島市等から要望は出ていない。
高知県	高知河川国道事務所	1 (0)	0	0	0	無	住民等から避難訓練実施の要望がないため。
	土佐国道事務所	1 (0)	0	3 (2)	4 (4)	有 (一部施設)	訓練を実施している6施設は、避難施設の運用開始前に、施設を適切に利用してもらうことを周知するため。 訓練を実施していない庁舎や津波避難施設1か所について

県名	機関名	管理する施設数				住民参加による津波避難訓練実施の有無	左記の訓練を実施している場合、その経緯。実施していない場合、その理由。
		津波避難ビル		津波避難施設	避難路・避難階段		
		庁舎	宿舍				
							は、住民等から訓練実施の要望を受けておらず、事務所から住民等への働きかけも行っていない。
	中村河川国道事務所	2 (0)	1 (0)	0	14 (2)	有 (一部施設)	訓練を実施している2施設は、避難路等完成時に、施設を適切に利用してもらうことを周知するため。 訓練を実施していない庁舎、宿舍及び津波避難施設12か所については、住民等から訓練実施の要望を受けておらず、事務所から住民等への働きかけも行っていない。
	高知財務事務所	1 (1)	1 (0)	0	0	有 (一部施設)	訓練を実施している庁舎は、津波避難ビルの避難スペース等を地域住民に確認してもらうため、地元自治会に訓練実施を働きかけた。 訓練を実施していない宿舍は、平成27年度に地元自治会、宿舍住民とともに訓練を実施する予定である。

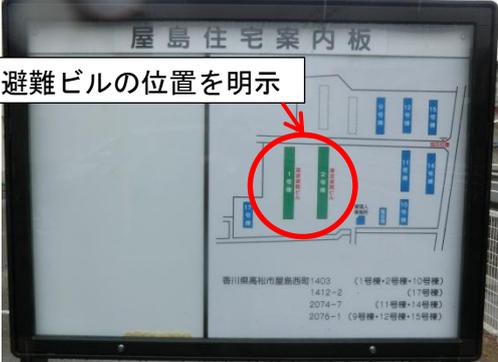
(注) 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 2-(5)-⑥ 香川河川国道事務所における津波避難訓練の概要

事 項	内 容
日 時	平成 26 年 5 月 25 日 (日) 9 : 00 ~ 11 : 00
場 所	四国地方整備局 香川河川国道事務所 集合場所 : 庁舎駐車場 説明場所 : 北館 2 階会議室 (避難スペースとなる場所)
参加者	・松福自治会・福和自治会・福南自治会 約 170 人 ・高松市危機管理課 1 人 ・四国地方整備局 香川河川国道事務所 3 人
内 容	(1) 防災避難訓練 (自治会) (2) 津波浸水区域等の防災情報の説明 (高松市) (3) 避難施設概要、災害対策用機械、TEC-FORCE 活動等の説明及び災害対策室の見学 (香川河川国道事務所)

(注) 香川河川国道事務所の資料による。

図表 2-(5)-⑦ 四国財務局における津波避難訓練の概要

事 項	内 容
日 時	平成 27 年 2 月 26 日 (木) 10 : 00 ~ 12 : 00
場 所	合同宿舎屋島住宅 (1 号棟・2 号棟) 集合場所 : 屋島住宅 1 号棟又は 2 号棟の 4 階廊下 説明場所 : 屋島住宅 集会場
参加者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮西園自治会・御殿自治会・大橋前(北)自治会・屋島住宅自治会 75 人</li> <li>・高松東消防署 12 人</li> <li>・四国財務局 9 人</li> </ul>
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災避難訓練及び災害時伝言板の利用 (自治会)</li> <li>(2) 煙体験ハウス体験【雨天により中止】</li> <li>(3) 地震・津波時の対応に関する講話、AED (自動体外式除細動器) の取扱いの説明 (高松東消防署)</li> <li>(4) 四国財務局の業務概況 (四国財務局)</li> </ul>
避難訓練の様子	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;">〔四国財務局が 1 号棟及び 2 号棟の 4 階エレベーターホールに整備している災害時伝言板 (各 2 基)。常時は住宅入居者の掲示板として利用〕</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;">〔高松東消防署による地震・津波時の対応に関する講話〕</p> </div> </div>
避難訓練の実施に合わせて改修された案内板 (2 か所)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p style="margin: 0;">(敷地東入口の案内板)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p style="margin: 0;">(敷地北入口の案内板)</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">津波避難ビルの位置を明示</p>

(注) 四国財務局の資料による。

図表 2-(5)-⑧ 県における津波避難訓練の実施状況

県名	津波避難 訓練実施 の有無	左欄が有の場合、津波避難訓練の実施方法 等		訓練を実施していない理由等
		訓練実施年度	住民参加の有無	
徳島県	有	平成 26 年度	有	—
香川県	無	—	—	総合防災訓練を行っているが、津波以外の地震、風水害等を想定したものを優先して実施していた。
愛媛県	有	平成 24～26 年 度	有	—
高知県	有	平成 24～26 年 度	有	—

(注) 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 2-(5)-⑨ 市町における津波避難訓練の実施状況

県名	市町名	津波避難訓練実施の有無	左欄が有の場合、津波避難訓練の実施方法等			津波避難訓練を実施していない理由
			訓練実施年度等	住民参加の有無	夜間訓練実施の有無	
徳島県	徳島市	有	平成 26 年度	有	無	夜間訓練については、不測の事故等の懸念がある。
	鳴門市	有	平成 24～26 年度	有	無	同上
	阿南市	有	平成 24～26 年度	有	無	同上
	美波市	有	平成 24～26 年度	有	無	同上
	牟岐町	有	平成 24～26 年度	有	無	同上
香川県	高松市	有	平成 24 年度	有	無	同上
	丸亀市	無	—	—	無	津波避難訓練は地域ごとに自主的にやってもらいたいとしているため。
	坂出市	有	平成 24～26 年度	有	無	夜間訓練については、不測の事故等の懸念がある。
	さぬき市	無	—	—	無	平成 23 年は東日本大震災を契機に避難訓練を行ったが、その後は他の訓練を優先して実施しているため、津波避難訓練を実施していない。
	東かがわ市	有	平成 24、25 年度	有	無	夜間訓練については、不測の事故等の懸念がある。
愛媛県	宇和島市	有	平成 25 年度	有	無	同上
	八幡浜市	有	平成 24、26 年度(平成 25 年度は中止)	有	無	同上
	西予市	有	平成 26 年度	有	無	同上
	伊方町	有	平成 24～26 年度	有	無	同上
	愛南町	有	平成 24、26 年度	有	無	同上
高知県	高知市	有	平成 24～26 年度	有	無	同上
	香南市	有	平成 24～26 年度	有	無	同上
	須崎市	有	平成 24～26 年度	有	無	同上
	室戸市	有	平成 24～26 年度	有	無	同上
	黒潮町	有	平成 24～26 年度	有	無	同上

(注) 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 2-(5)-⑩ 市地域防災計画等における夜間訓練の実施についての記載状況

県名	市町名	夜間訓練の実施についての記載の有無	有の場合、記載内容
徳島県	徳島市	有	訓練の実施時期については、異なる季節や時間帯に設定し、様々な状況に応じて円滑な避難が可能となるようにする。(津波避難計画)
	鳴門市	無	—
	阿南市	無	—
	美波町	有	実施時期については、定期的な訓練のみならず、夜間や異なる季節等での実施を検討する。さらに、こうした様々な状況に応じた円滑な避難が可能となる避難体制等の確立に努める。(津波避難計画)
	牟岐町	無	—
香川県	高松市	無	—
	丸亀市	無	—
	坂出市	無	—
	さぬき市	無	—
	東かがわ市	無	—
愛媛県	宇和島市	有	夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。(地域防災計画)
	八幡浜市	有	定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。(地域防災計画)
	西予市	有	同上
	伊方町	有	同上
	愛南町	有	同上
高知県	高知市	有	津波からの円滑な避難体制を確立するため、訓練の実施にあたっては、気候条件の異なる時期に実施することや、夜間に実施するなど、様々な条件を設定し、より実践的な避難訓練や情報伝達訓練等を実施します。(津波避難計画)
	香南市	有	今後は避難経路の封鎖、夜間訓練、要援護者との共同訓練など、工夫した訓練を行っていきます。(津波避難計画)
	須崎市	有	定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等において、きめ細かく実施又は行うように指導し、住民の災害発生時の避難行動等の習熟を図る。(地域防災計画)

県名	市町名	夜間訓練の実施についての記載の有無	有の場合、記載内容
	室戸市	有	津波からの円滑な避難体制を確立するため、訓練の実施にあたっては、気候条件の異なる時期に実施することや、夜間に実施するなど、さまざまな条件を設定し、より実践的な避難訓練や情報伝達等の訓練を実施する。(津波避難計画)
	黒潮町	無	—

(注) 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 2-(6)-① 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月 28 日。中央防災会議）〈抜粋〉

第 3 章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

第 2 節 津波対策

不特定多数の者が利用する施設の管理者、港湾管理者、危険物等の取扱施設の管理者、船舶の管理者等は、津波避難計画を含む津波への対応策について、策定・見直しを行う。

図表 2-(6)-② 四国地震防災基本戦略（平成 26 年 3 月 28 日改定。四国南海トラフ地震対策戦略会議）  
〈抜粋〉

2. 3 迅速かつ的確な避難対策

(2) 的確な防災情報の伝達

住民以外の避難者等への避難の呼びかけも必要であることから、走行中の車両、運航中の列車・船舶・航空機や公共交通機関の利用者、海水浴客、観光客等に対して、できるだけすみやかに、かつ、確実に警報等を提供する手段や、確実に避難できる誘導方法の検討を行う。

図表 2-(6)-③ 集客施設等における観光客等の避難誘導體制の整備状況

県名	施設名	施設利用者の避難対策に関する規程の有無	防災訓練 (津波避難訓練)		備考
			実施の有無	左欄が有の場合、 実施年度	
徳島県	JR 徳島駅	有	有	平成 26 年度	
	徳島空港	有	有	平成 25 年度	
	徳島県鳴門総合運動公園	有	有	平成 24～26 年度	
	道の駅公方の郷なかがわ	有	無	—	
	道の駅日和佐	無	無	—	
香川県	JR 丸亀駅	有	無	—	徳島県内の駅の避難訓練に参加している。
	玉藻公園	有	無	—	
	道の駅津田の松原	無	無	—	
	道の駅ことひき	無	無	—	隣接する 2 施設のほか、海水浴場もあり、一体が集客エリアとなっている。
愛媛県	JR 八幡浜駅	有	無	—	愛媛県内の他の駅の訓練に参加している。
	JR 宇和島駅	有	無	—	愛媛県内の他の駅の訓練に参加している。
	道の駅うわじまきさいや広場	有	有	平成 25 年度	
	道の駅みしょう MIC	無	無	—	
	道の駅八幡浜みなと	有 (みなと交流館、アゴラマルシェ) 無 (どーや市場)	無	—	みなと交流館(道の駅指定管理者)、アゴラマルシェ、どーや市場の 3 施設が設置されている。なお、どーや市場は、八幡浜市が管理・運営しているため、施設としては作成していない。
高知県	高知龍馬空港	有	有	平成 24～26 年度	
	JR 高知駅	有	無	—	高知県内の他の駅の訓練に参加している。

県名	施設名	施設利用者の避難 対策に関する規程 の有無	防災訓練 (津波避難訓練)		備考
			実施の有無	左欄が有の場合、 実施年度	
	道の駅かわう その里すさき	有	有	平成 24～26 年度	
	道の駅キラメ ッセ室戸 食遊・楽市	無	無	—	
	道の駅ビオス おおがた	無	有	平成 24 年度	
	道の駅やす	有	有	平成 24～26 年度	

(注) 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 2-(7)-① 災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）〈抜粋〉

### 第 3 節 避難行動要支援者名簿の作成等

#### （避難行動要支援者名簿の作成）

第 49 条の 10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 （略）

3 市町村長は、第 1 項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第 1 項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

#### （名簿情報の利用及び提供）

第 49 条の 11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第 1 項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

図表 2-(7)-② 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月、内閣府（防災担当））＜抜粋＞

はじめに

第 I 部 改正災対法に基づき取り組む必要がある事項

【全体計画・地域防災計画／避難行動要支援者名簿に係る主な手順】

1 全体計画・地域防災計画の策定

避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

第 1 全体計画・地域防災計画の策定

1 全体計画・地域防災計画

改正災対法において、避難行動要支援者名簿の作成等が規定されたところであるが、これを制度として運用していくにあたり、市町村においては、まず、当該地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めることとした。その上で、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として、従来の全体計画を位置付け、策定することが適当である。

2 全体計画・地域防災計画の策定に当たっての留意事項（略）

第 2～第 3（略）

第 II 部 さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項

第 4 個別計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定することが望まれる。

個別計画の策定にあたって、以下の事項を参考とし、必要な対応をとられたい。

1 避難支援等関係者と連携した個別計画の策定

市町村は、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織や自治会、福祉事業者等に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、それらの者と連携しつつ、一人一人の個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別計画の策定を進めていくこと。

また、平常時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せるよう、避難支援等関係者に協力を求めること。

2～4（略）

第 5 避難行動支援に係る共助力の向上

1～4（略）

5 防災訓練

○ 防災訓練等を実施するにあたっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくことが適切である。

図表 2-(7)-③ 地域防災計画における、避難行動要支援者への支援方針に係る重要事項の記載状況

区分		地域防災計画における重要事項の記載状況							
県名	市町名	地域防災計画において定める重要事項の記載の有無	地域防災計画において定める重要事項の内容						
			避難支援等関係者となる者	避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	名簿の更新に関する事項	名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置	要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮	避難支援等関係者の安全確保
徳島県	徳島市	有	○	○	○	○	○	○	○
	鳴門市	無	○	○	○	○	×	○	×
	阿南市	有	○	○	○	○	○	○	○
	美波町	無	○	○	×	×	×	○	×
	牟岐町	有	○	○	○	○	○	○	○
香川県	高松市	有	○	○	○	○	○	○	○
	丸亀市	無	○	○	○	○	○	○	×
	坂出市	有	○	○	○	○	○	○	○
	さぬき市	有	○	○	○	○	○	○	○
	東かがわ市	有	○	○	○	○	○	○	○
愛媛県	宇和島市	有	○	○	○	○	○	○	○
	八幡浜市	有	○	○	○	○	○	○	○
	西予市	有	○	○	○	○	○	○	○
	伊方町	有	○	○	○	○	○	○	○
	愛南町	有	○	○	○	○	○	○	○
高知県	高知市	有	○	○	○	○	○	○	○
	香南市	有	○	○	○	○	○	○	○
	須崎市	有	○	○	○	○	○	○	○
	室戸市	有	○	○	○	○	○	○	○
	黒潮町	有	○	○	○	○	○	○	○

- (注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。  
 2 地域防災計画において定める重要事項の記載の有無は、全体計画又はそれに類似するものの中に記載があれば有としている。  
 3 「○」は、記載あり、「×」は記載なしを表す。

図表 2-(7)-④ 避難行動要支援者名簿の作成状況

県名	市町名	避難行動要支援者名簿の作成の有無	名簿（台帳）の作成開始時期	市町村内における避難行動要支援者総数	避難行動要支援者名簿（台帳）への登録者数
徳島県	徳島市	有	平成 26 年 4 月	13,181 人	13,181 人
	鳴門市	無	—	—	—
	阿南市	有	平成 26 年 9 月	12,623 人	12,623 人
	美波町	有	平成 24 年 4 月	1,083 人	1,083 人
	牟岐町	有	平成 27 年 4 月	128 人	128 人
香川県	高松市	有	平成 20 年	38,208 人	38,208 人
	丸亀市	有	平成 26 年 10 月	2,108 人	2,108 人
	坂出市	有	平成 24 年	1,955 人	1,955 人
	さぬき市	有	平成 27 年 2 月	2,020 人	2,020 人
	東かがわ市	無	—	—	—
愛媛県	宇和島市	有	平成 24 年 12 月	3,415 人	3,415 人
	八幡浜市	有	不明	4,273 人	4,273 人
	西予市	有	平成 21 年	6,509 人	6,509 人
	伊方町	有	平成 26 年 12 月	341 人	341 人
	愛南町	有	平成 27 年 5 月	2,978 人	2,978 人
高知県	高知市	有	平成 26 年 12 月	35,999 人	35,999 人
	香南市	無	—	—	—
	須崎市	有	平成 26 年度	498 人	310 人(名簿への登録作業は年度末にあるため、現在の総数との差がある)
	室戸市	無	—	—	—
	黒潮町	有	平成 26 年 7 月	255 人	255 人

- (注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。
- 2 「避難行動要支援者名簿の作成の有無」欄の「有」については、改正災害対策基本法に基づき、従来から作成していた災害時要援護者名簿を見直したものを含む。

図表 2-(7)-⑤ 災害の発生に備えた避難行動要支援者名簿の外部への提供状況

県名	市町名	名簿の提供の有無	提供状況			未提供等の理由
			名簿の登録者数(人)	提供者数(人)	率(%)	
徳島県	徳島市	無	13,181	—	—	同意確認の作業中である。
	阿南市	有	12,623	3,285	26.0	
	美波町	有	1,083	1,002	92.5	
	牟岐町	有	128	83	64.8	
香川県	高松市	有	38,208	13,168	34.5	
	丸亀市	無	2,108	—	—	同意確認の作業中である。
	坂出市	有	1,955	34	1.7	作成している個別計画分のみを提供している。
	さぬき市	有	2,020	1,378	68.2	
愛媛県	宇和島市	有	3,415	1,374	40.2	
	八幡浜市	無	4,273	—	—	同意確認の作業中である。
	西予市	有	6,509	2,118	32.5	
	伊方町	有	341	341	100.0	
	愛南町	有	2,978	1,017	34.2	
高知県	高知市	有	35,999	不明	不明	選定したモデル地域分のみを提供している。
	須崎市	無	310	—	—	同意確認の作業中である。
	黒潮町	有	255	226	88.6	

(注) 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 2-(7)-⑥ 避難行動要支援者に対する個別計画の作成状況

県名	市町名	個別計画の作成の有無	作成状況			備考
			避難行動要支援者名簿の登録者数(人)	個別計画の作成済人数(人)	率(%)	
徳島県	徳島市	無	13,181	—	—	
	鳴門市	有	—	2,748	—	旧災害時要援護者台帳分のみ
	阿南市	無	12,623	—	—	
	美波町	有	1,083	11	1.0	
	牟岐町	有	128	25	19.5	
香川県	高松市	有	38,208	13,168	34.5	
	丸亀市	無	2,108	—	—	
	坂出市	有	1,955	34	1.7	旧災害時要援護者台帳を基に作成した分
	さぬき市	無	2,020	—	—	
	東かがわ市	有	—	981	—	旧災害時要援護者台帳を基に作成した分
愛媛県	宇和島市	有	3,415	277	8.1	
	八幡浜市	無	4,273	—	—	
	西予市	有	6,509	2,118	32.5	
	伊方町	有	341	341	100.0	
	愛南町	有	2,978	1,017	34.2	
高知県	高知市	有	35,999	不明	不明	モデル地区のみ作成済み
	香南市	無	—	—	—	
	須崎市	無	310	—	—	
	室戸市	無	—	—	—	
	黒潮町	有	255	不明	不明	モデル地区のみ作成済み

- (注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。
- 2 「個別計画の作成の有無」欄について、災害対策基本法の改正以前に作成された災害時要援護者台帳の内容が、実質的に個別計画に相当するものは「有」とした。

図表 2-(7)-⑦ 避難行動要支援者の避難支援を想定した避難訓練の実施状況

区分		避難訓練の実施状況		
県名	市町名	要支援者の避難支援を想定した避難訓練の実施の有無	避難訓練の実施年度	実際に要支援者が参加して実施した避難訓練の実施の有無
徳島県	徳島市	有	平成 27 年度	有
	鳴門市	有	平成 24、26 年度	無
	阿南市	有	平成 26 年度	有
	美波町	無	—	—
	牟岐町	無	—	—
香川県	高松市	有	平成 25、26 年度	有
	丸亀市	無	—	—
	坂出市	無	—	—
	さぬき市	無	—	—
	東かがわ市	有	平成 24 年度	無
愛媛県	宇和島市	有	平成 24 年度	有
	八幡浜市	有	平成 24 年度	有
	西予市	無	—	—
	伊方町	無	—	—
	愛南町	有	平成 24、26 年度	有
高知県	高知市	無	—	—
	香南市	有	平成 24 年度	無
	須崎市	無	—	—
	室戸市	有	平成 24—26 年度	有
	黒潮町	無	—	—

- (注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。
- 2 「要支援者の避難支援を想定した避難訓練の実施の有無」欄は、要支援者は参加していないものの、例えば、職員が車いすを利用する要支援者役になるなどして要支援者の支援を想定した避難訓練を実施している場合は「有」とした。

図表 2-(7)-⑧ 四国地震防災基本戦略(平成 26 年 3 月 28 日改定。四国南海トラフ地震対策戦略会議)  
 <抜粋>

項目	達成時期	実施すべき個別項目	リーダー
2.3 迅速かつ的確な避難対策	早期に達成すべきもの【緊急・短期(2～3年程度まで)】	災害時要援護者などの災害弱者の確実な避難のための取り組み	四国厚生支局

図表3-① 四国南海トラフ地震対策戦略会議運営要領<抜粋>

(目的)

第1条 四国地域では従来より、東南海・南海地震を想定した対策について関係機関が連携・協力して推進してきたところであるが、東日本大震災による甚大な被害とその教訓を踏まえて、四国地域の関係機関が共同で「四国地震防災基本戦略」を平成23年12月2日に策定し、政府においては、想定されうる最大規模の地震として南海トラフを震源とするマグニチュード9クラスの巨大地震の発生とそれによる被害想定を公表するとともに、四国4県でも独自に被害想定を検討・公表しており、関係機関がこれらに基づき対策を強化・推進しているところである。

一方、法的にも「南海トラフ地震対策特別措置法」が平成25年12月27日施行されたところであり、対策を強力に推進することが求められている。

以上の状況を踏まえ、南海トラフ地震への備えを関係機関の連携・協力により強力かつ着実に推進していくため、これまでの「四国東南海・南海地震対策連絡調整会議」及び「四国東南海・南海地震対策戦略会議」を改組し、四国南海トラフ地震対策戦略会議（以下、「本会議」という。）を設置するものである。

(審議内容等)

第2条本会議で審議する内容は以下のとおりとする。

- (1) 四国地震防災基本戦略の推進に関すること。
- (2) 四国地震防災基本戦略の見直しに関すること。
- (3) 南海トラフ地震への対策に係る情報の共有及び施策の連携・調整に関すること。

(組織)

第3条本会議は、別表に掲げる者を構成員として組織する。

(事務局)

第9条本会議の事務局は四国地方整備局において処理するものとする。

別表 四国南海トラフ地震対策戦略会議構成員

警察庁四国管区警察局長  
総務省四国総合通信局長  
財務省四国財務局長  
財務省国税庁高松国税局長  
厚生労働省四国厚生支局長  
農林水産省中国四国農政局長  
農林水産省林野庁四国森林管理局长  
経済産業省四国経済産業局長  
経済産業省中国四国産業保安監督部四国支部長  
国土交通省四国地方整備局長  
国土交通省四国運輸局長  
国土交通省大阪航空局長  
国土交通省国土地理院四国地方測量部長  
国土交通省気象庁高松地方气象台長  
国土交通省海上保安庁第五管区海上保安本部長

国土交通省海上保安庁第六管区海上保安本部長  
環境省中国四国地方環境事務所長  
防衛省中国四国防衛局長  
防衛省陸上自衛隊第14旅団長  
防衛省海上自衛隊呉地方総監部幕僚長  
徳島県危機管理部長  
香川県危機管理総局長  
愛媛県防災安全統括部長  
高知県危機管理部長  
徳島県警察本部長  
香川県警察本部長  
愛媛県警察本部長  
高知県警察本部長  
四国市長会長  
四国経済連合会専務理事  
四国商工会議所連合会常任幹事  
四国旅客鉄道株式会社相談役梅原利之  
徳島大学名誉教授村上仁士  
香川大学危機管理研究センター長特任教授白木渡  
愛媛大学名誉教授柏谷増男  
高知大学教育研究部自然科学系農学部門教授原忠  
香川大学名誉教授井原健雄  
全国消防長会四国支部長  
日本銀行高松支店支店長  
西日本高速道路(株) 四国支社長  
四国電力(株) 総務部渉外・危機管理グループリーダー  
四国旅客鉄道(株) 鉄道事業本部安全推進室長  
日本貨物鉄道(株) 四国支店企画課長  
西日本電信電話(株) 四国事業本部設備部部門長  
(株)NTT ドコモ四国支社長  
(独)水資源機構吉野川本部長  
四国ガス(株) 常務取締役執行役員  
本州四国連絡高速道路(株) 鳴門管理センター所長

図表 3-② 四国地震防災基本戦略の構成

I	基本戦略策定の趣旨
II	東日本大震災から学ぶもの
1	災害の防御・軽減効果を発揮した社会資本
2	命を守った迅速な避難行動
3	迅速かつ的確な応急対策及び復旧活動
4	早期復興に向けた取組
III	基本戦略の取組
1	被害想定等の見直し
1. 1	被害想定の見直し
1. 1. 1	最大クラスの巨大地震発生
1. 1. 2	人的・建物被害
1. 1. 3	施設等被害
1. 2	ハザードマップ等の作成・充実
2	被害の最小化
2. 1	発生頻度の高い地震・津波に対する災害防御
2. 2	最大クラスの巨大地震・津波に対する減災対策
2. 3	迅速かつ的確な避難対策
3	迅速な応急対策、早期復旧の実施体制の構築
3. 1	広域防災体制の確立
3. 2	初動対応、被害状況の把握等も含めたオペレーション計画の事前準備
3. 3	救援・救護、救出活動を支える施設・体制整備、必要な物資の確保
3. 4	長期浸水を想定した処理計画の作成
3. 5	多量の災害廃棄物の発生を想定した広域連携体制の整備
3. 6	巨大災害を想定した訓練の実施
3. 7	被災者の支援対策
4	地域全体の復興を円滑に進めるために
4. 1	被災者の生活再建対策
4. 2	復興に向けた地域づくり
4. 3	地域経済の再生支援
IV	基本戦略の推進に向けて
1	実施すべき個別項目を、着実に推進するための実施体制
2	フォローアップ
別紙	実施すべき個別項目
別添	基本戦略の推進に向けて（基本的な考え方）
	実施すべき個別項目（実施機関対応表）
	四国南海トラフ地震対策戦略会議 運営要領

(注) 四国地震防災基本戦略の目次から抜粋した。

図表 3-③ 当局の調査事項に関連する「実施すべき個別項目」62項目

目的	項目	達成時期	実施すべき個別項目	リーダー			
1. 被害想定等の見直し	1. 1被害想定の見直し	早期に達成すべきもの【緊急・短期(2～3年程度まで)】	中央防災会議による想定地震・津波の結果を基に、被害想定の見直し	四国地方整備局			
	1. 2ハザードマップ等の作成・充実	早期に達成すべきもの【緊急・短期(2～3年程度まで)】	過去に発生した歴史的な地震や被災記録などの資料等を参考にハザードマップの内容充実 使用目的、被害想定等の条件についても正しく理解され、より有効に活用できるハザードマップの作成 住民に対してハザードマップの十分な説明				
2. 被害の最小化	2. 3迅速かつ的確な避難対策	(1)防災意識改革と防災教育	意識改革、防災教育	早期に達成すべきもの【緊急・短期(2～3年程度まで)】	避難における意識改革(過信せず、まず逃げる事、可能な限り高く遠くへを再認識)	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	
					避難意識(避難率)の向上対策		気象庁高松地方気象台
					防災リーダー等の人材育成		
					気象庁が発表する各種防災情報の周知		徳島県、香川県、愛媛県、高知県
					教育関係機関と連携し、大人から子供までを含めた防災教育の充実		
					避難広報の手法検討及び啓発活動の推進		
					広報による避難所及び避難経路の周知		
					災害の地域特性や災害対応等の防災講座の実施		四国厚生支局
					災害時要援護者などの災害弱者の避難誘導計画の策定及び見直し		
					災害時要援護者などの災害弱者の情報共有		徳島県、香川県、愛媛県、高知県
		地域コミュニティの重要性、自助・共助の考え方の啓発					
		自主防災組織の組織率向上					
		自主防災組織、自治体による避難訓練等、活動の充実					
		(2)的確な防災情報の伝達	早期に達成すべきもの【緊急・短期(2～3年程度まで)】	津波警報の改善	気象庁高松地方気象台		
無線による伝達事項の全国統一(津波警報サイレン音の統一化)							
情報伝達施設設置場所の検討	徳島県、香川県、愛媛県、高知県						
関係機関の情報共有の強化							
通信系統のリダンダンシー(緊急事態に備えた多重性)向上	四国総合通信局						
通信用資機材の電源用発電機の整備							
防災行政無線、衛星携帯電話等の伝達施設の整備	徳島県、香川県、愛媛県、高知県						
さらに、防災行政無線・消防救急無線のデジタル化、衛星インターネットの利活用促進							
ソーシャルメディア等の民間システムを利用した地域住民への避難情報・生活情報・安否情報の構築	四国総合通信局						
災害時に有効な無線 LAN システムの確保(学校、公民館等)							
海底地震計、ケーブル式沖合水圧計、GPS 波浪計等の充実・機能維持及び観測体制の充実・強化	気象庁高松地方気象台						
気象観測機能の維持強化(衛星通信回線、バッテリーの増強、収納施設の耐水性、電波式検潮儀、巨大津波観測計等)							

			強制的な避難伝達指示の確立(避難携帯メール、緊急地震速報・沖合 GPS 地震観測データの防災無線化・強制メール化等)	徳島県、香川県、愛媛県、高知県		
			避難所標識、避難誘導標識、津波高さ表示板の設置及び改修計画	四国地方整備局		
			通行者に津波被災区域等の情報を道路に明示(住民の津波への知識や避難行動に対する情報提供)			
			住民以外の海水浴客、観光客等への確実な情報提供、避難誘導方法の確立	四国運輸局		
			公共交通機関の利用者の避難誘導方法、体制確保等の確立	四国地方整備局		
			海事関係者への船舶避難に対する情報提供	徳島県、香川県、愛媛県、高知県		
		(3) 確実な避難を達成するための総合対策	総合対策	早期に達成すべきもの【緊急・短期(2～3年程度まで)】	避難場所・避難路の確保、事前情報としての適切なシミュレーションによるハザードマップや被害想定を表示とその前提条件や注意事項の将来への確実な伝承、津波警報のリアルタイム情報、防災無線やサイレンなどの情報提供施設等、ソフト・ハード・ベストミックスの総合対策	四国地方整備局
					津波災害時におけるライフジャケット等の活用	海上保安庁 第五・第六管区海上保安部
					避難者の集中による渋滞緩和対策	四国管区警察局
					災害時要援護者などの災害弱者の確実な避難のための取り組み	四国厚生支局
					水門・陸閘閉鎖や避難誘導にあたる消防団員や警察官、地域の防災リーダーなどの危険回避対策(行動マニュアル・緊急避難スロープ等)	全国消防長会四国支部
					エレベーター内からの緊急避難及び救出など、閉じ込め時の対策として、P波感知型地震時管制運転装置の設置の普及促進と救出体制の検討等	四国地方整備局
			災害に強い避難施設整備	早期に達成すべきもの【緊急・短期(2～3年程度まで)】	既設避難施設の再検証	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
					安全な避難場所・避難ルートへの見直し	
避難所の施設管理の多元化	四国地方整備局					
避難施設になり得る施設の再確認						
道路等を避難場所として有効活用(避難路・階段等の整備)	徳島県、香川県、愛媛県、高知県					
公共施設や民間施設への津波避難ビルの指定						
避難計画に基づく避難路、避難所等の整備						
高台における避難場所の確保及びそこに至る避難路の整備						
(4) 学校及び地域コミュニティの危機管理 対応力の向上	早期に達成すべきもの【緊急・短期(2～3年程度まで)】	津波避難タワー等の整備	徳島県、香川県、愛媛県、高知県			
		学校及び地域コミュニティの危機管理対応力の向上	徳島県、香川県、愛媛県、高知県			
3. 迅速な応急対策及び早期復旧の実施体制の構築	3. 6 巨大災害を想定した訓練の実施	早期に達成すべきもの【緊急・短期(2～3年程度まで)】	広域的かつ、より実践的な防災訓練の充実	四国地方整備局		
			大規模災害を踏まえた防災訓練の実施(繰り返し)			
			広域的な情報伝達訓練の実施	徳島県、香川県、愛媛県、高知県		
			住民全員が参加する防災訓練の実施			
			緊急地震速報対応訓練の実施の促進	四国地方整備局		
			自主防災組織と協働した防災訓練の実施	徳島県、香川県、愛媛県、高知県		
			災害用伝言サービスを使った訓練の実施	四国総合通信局		
公共交通機関等、事業者と連携した訓練の実施	四国運輸局					

(注) 四国地震防災基本戦略の【別添】実施すべき個別項目(実施機関対応表)から抜粋した。

図表 3-④ 調査対象機関等において、担当する実施すべき個別項目の進捗状況が不明なもの

調査対象機関等 名	担当する実施すべき個別項目の進捗状況が不明なもの	
	項目数	該当する「実施すべき個別項目」
徳島県	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去に発生した歴史的な地震や被災記録などの資料等を参考にハザードマップの内容充実</li> <li>▲ 避難における意識改革（過信せず、まず逃げること、可能な限り高く遠くへを再認識）</li> <li>△ 災害時要援護者などの災害弱者の避難誘導計画の策定及び見直し</li> <li>▲ 自治会、自主防災組織等の防災訓練等の指導・支援</li> <li>● 情報伝達施設設置場所の検討</li> <li>○ 海底地震計、ケーブル式沖合水圧計、GPS 波浪計等の充実・機能維持及び観測体制の充実・強化</li> <li>△ 住民以外の海水浴客、観光客等への確実な情報提供、避難誘導方法の確立</li> <li>△ 公共交通機関の利用者の避難誘導方法、体制確保等の確立</li> <li>△ 海事関係者への船舶避難に対する情報提供</li> <li>○ 津波災害時におけるライフジャケット等の活用</li> <li>○ 避難者の集中による渋滞緩和対策</li> <li>△ 災害時要援護者などの災害弱者の確実な避難のための取り組み</li> <li>▲ 避難施設になり得る施設の再確認</li> <li>▲ 公共施設や民間施設への津波避難ビルの指定</li> <li>▲ 学校及び地域コミュニティの危機管理対応力の向上</li> <li>▲ 自主防災組織と協働した防災訓練の実施</li> </ul>
香川県	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 海事関係者への船舶避難に対する情報提供</li> <li>△ 公共交通機関の利用者の避難誘導方法、体制確保等の確立</li> <li>○ 避難者の集中による渋滞緩和対策</li> <li>○ エレベーター内からの緊急避難及び救出など、閉じ込め時の対策として、P波感知型地震時管制運転装置の設置の普及促進と救出体制の検討等</li> </ul>
愛媛県	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 過去の被災記録の後世への伝承と防災教育への活用</li> <li>△ 公共交通機関の利用者の避難誘導方法、体制確保等の確立</li> <li>△ 海事関係者への船舶避難に対する情報提供</li> <li>○ 津波災害時におけるライフジャケット等の活用</li> <li>○ 避難者の集中による渋滞緩和対策</li> <li>○ 水門・陸閘閉鎖や避難誘導にあたる消防団員や警察官、地域の防災リーダーなどの危険回避対策（行動マニュアル・緊急避難スロープ等）</li> <li>▲ 既設避難施設の再検証</li> <li>▲ 避難所の施設管理の多元化</li> <li>▲ 避難施設になり得る施設の再確認</li> </ul>

- (注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所及び愛媛行政評価事務所の調査結果による。
- 2 「該当する「実施すべき個別項目」欄の項目の名称は、四国地震防災基本戦略から転記した。
- 3 「●」と「○」は、関係機関が一体（プロジェクトチーム）となって、重点的かつ広域的な取組が必要な項目であり、「●」は当該調査対象機関が項目のとりまとめリーダーとなっている。
- 4 「▲」と「△」は、担当する各機関が独自又は調整しながら取組を進め、進捗状況の把握を行う項目であり、「▲」は当該調査対象機関が項目の進捗状況とりまとめリーダーとなっている。